

## 長沼町飲食店感染防止対策認証取得支援給付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、北海道の飲食店感染防止対策認証制度（以下「第三者認証制度」という。）の認証（以下「認証」という。）の取得を支援するため、飲食店に対し、予算の範囲内において給付金を交付することにより、飲食店での新型コロナウイルス感染防止対策の徹底のための認証取得の促進と、利用者が安心して利用できる外食環境の整備を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 給付金の交付対象者となる者は、認証を取得している町内の店舗を営業する事業者とする。

### (給付金の額等)

第3条 給付金の額は、一の店舗につき10万円とし、その交付は、一の店舗につき1回限りとする。

### (交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年8月1日から令和4年12月31日までに、長沼町飲食店感染防止対策認証取得支援給付金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 第三者認証制度における認証書の写し（申請する店舗分）
- (2) 振込先口座の通帳の写し
- (3) 別表に定める本人確認書類の写し（申請者が個人の場合）
- (4) 誓約書（別記様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

### (交付決定等)

第5条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、長沼町飲食店感染防止対策認証取得支援給付金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知し、不交付と決定したときは、長沼町飲食店

感染防止対策認証取得支援給付金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第6条 町長は、認証を辞退した場合若しくは認証が取り消されたことが明らかになったとき又は申請者が虚偽その他不正な手段により給付金の交付決定を受けたときは、給付金の交付決定を取り消し、既に交付した給付金を返還させるものとする。この場合において、当該決定を受けた者に損害が発生しても、町長はその責めを負わない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条の規定は、なおその効力を有する。

別表

本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写しを提出すること。ただし、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

1	運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
2	個人番号カード（表面のみ）
3	在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
4	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）
5	上記1から4を保有していない場合、住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方又は住民票及び各種健康保険証の両方